

千葉県報

号外
令和7年10月10日

号外第90号

千葉県報

令和7年10月10日(金曜日)

主要目次

- 千葉県財務規則の一部を改正する規則
人事委員会規則 一
- 職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則
人事委員会の権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則 五

規則

千葉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第七十一号

千葉県財務規則の一部を改正する規則

千葉県財務規則（昭和三十九年千葉県規則第十三号の二）の一部を次のように改正する。

別表第二の備考第六号中「特殊旅費（移転料に限る。）及び」を「転居費及び家族移転費並びに」に改め、同表の備考第七号中「特殊旅費（移転料に限る。）」を「転居費及び家族移転費」に改める。

附則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

人事委員会規則

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月十日

千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

千葉県人事委員会規則第二十七号

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する規則（昭和二十九年千葉県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条第五項、同条第六項、第四条第五項、第十二条第四項及び第三十三条の規定に基づき」を「に基づき」に改める。

第二条から第五条までを次のように改める。

(用語)

第二条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（条例第二条第八号に規定する人事委員会規則で定める者等）

第三条 条例第二条第八号に規定する人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行業者
 - 二 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条第一項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第四条に規定する軌道経営者
 - 三 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二十三条の三第二項に規定する船舶運航事業者
 - 四 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業を経営する者
 - 五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第九条第七項第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者
 - 六 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業を営む者
 - 七 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第五十五条第一項に規定する貨物利用運送事業者
 - 八 外国における前各号に掲げる者に相当するもの
 - 九 割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）第三十一条に規定する登録包括信用購入あつせん業者（県との契約によりカード等（同法第二条第三項第一号に規定するカード等）をいう。以下同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合には限る。）
- 2 条例第二条第八号に規定する人事委員会規則で定めるものは、役務及びカード等とする。
- （条例第三条第五項に規定する人事委員会規則で定める場合等）
- 第四条 条例第三条第五項に規定する人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。
- 一 条例第三条第二項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
 - 二 条例第三条第一項及び第二項第一号の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第二十一条、第二十二条第一項及び第二十三条第二項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷

るものとする。

- 一 鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの
- 二 軌道法第一条第一項に規定する軌道に類するもの
(船賃に係る船舶)

第十条 条例第十四条第一項に規定する人事委員会規則で定めるものは、海上運送法第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。

(航空賃に係る航空機)

第十一条 条例第十五条第一項に規定する人事委員会規則で定めるものは、航空法第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものとする。

(宿泊費基準額等)

第十二条 条例第十七条に規定する人事委員会規則で定める額は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四十四号)に規定する国家公務員(以下「国家公務員」という。)のうち国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和六年政令第三百六号)第一条第二項第三号に掲げる職務の級が十級以下の者の例による。

2 条例第十七条に規定する人事委員会規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択する場合に該当すると認めるときとする。
(宿泊手当の定額等)

第十三条 条例第十九条に規定する人事委員会規則で定める一夜当たりの定額は、国家公務員の例による。

2 宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- 一 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項に定める定額の三分の二の額
- 二 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項に定める定額の三分の一の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前二項の規定にかかわらず、第一項に定める定額のとおりとする。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費(包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。)に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の三分の一の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅(住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。)に宿泊する場合は、前三項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。
(転居費の算定方法等)

第十四条 条例第二十一条に規定する人事委員会規則で定める方法は、次の各号に掲げる

方法とする。

- 一 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときを限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- 二 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡し自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものと前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たつては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の県費による支給が適当でない費用として人事委員会が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前二項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。
(退職者等の旅費の細則)

第十五条 条例第二十三条第一項に規定する人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる旅費とする。

- 一 職員が出張のための旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から旧在勤公署に旅行するものとして計算した旅費
- 二 職員が赴任のための旅行中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤公署に旅行するものとして計算した旅費
(遺族の旅費の細則)

第十六条 条例第二十四条に規定する人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる旅費とする。

- 一 職員が条例第三条第二項第二号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費
 - イ 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地(外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地)と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
 - ロ 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費
- 二 条例第三条第二項第三号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地(外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地)に旅行するものとして計算した旅費

十二 条例第三条第六項に係る旅費	受けることができる者の死亡又は第四条第一項各号に掲げる場合に該当することを証明する資料 同居する家族であることを証明する資料 (転居費のうち家族の転居に要する費用又は家族移転費に相当するものを含む場合に限る。)
十三 条例第三十条第一項に規定する旅費	天災又は第五条第一項各号に掲げる事情により旅費額を喪失したことを証明するに足る資料 喪失額を証明するに足る資料 請求する種目に相当するものに応じた第一号から第八号までに掲げる資料 条例第三十条第一項の規定に該当することを証明するに足る資料

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二(第八条第三項)

区分	記載事項又は記録事項
旅費請求書	請求者の所属及び氏名 用務 出発地、到着地及び旅費の合計額 概算額及び精算額(これらについては、概算払に係る旅費を請求する場合に限る。)
赴任旅費請求書	請求者の所属及び氏名 出発地、到着地及び旅費の合計額

別記第一号様式から第三号様式までを削る。

附則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

人事委員会の権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月十日

千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

千葉県人事委員会規則第二十八号

人事委員会の権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則

人事委員会の権限の一部を委任する規則(昭和三十五年千葉県人事委員会規則第十六

号)の一部を次のように改正する。

第三条第十五号イを削り、同号ロ中「第十三条第二項第一号」を「第十三条第一項第五号ロ」に、「旅行」を「職員」に改め、同号ロを同号イとし、同号中ハをロとし、ニをハとし、同条中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とする。

附則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

購読料

本号

一部

一八円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八